

(様式第1)

疑義照会(回答)票

照会日 平成22年8月18日
照会部署名 兵庫事務センター厚生年金適用2G
照会担当者 藤田 隆(厚生年金適用第2グループ長)
連絡先 [REDACTED]

業務実施部署の長の確認 岡

(受付番号)

ブロック本部受付番号 No.2010-089

本部受付番号 No.2010-913

※ 受付番号は、ブロック本部及び品質管理担当部署において記入します。

(案件)

一時帰休中休業手当が変更した後、さらに給与体系に変動が生じた場合における月額変更の可否について

(内容)

〈業務処理マニュアル IV-1〉

3月以前より休業手当の支給があり、すでに一時帰休についての月額変更を行っている者につきまして、4月に休業手当支給割合の変更があった後、6月に昇格により管理職(役員ではないが、給与は一般職の諸手当を全て加味した基本給一本のみで支払われるということです。)となり給与形態の変更がありました。この事業所では現在、一般職は休業手当支給、管理職は役員会で定めた割合を基本給よりカットされるとのことです。

この場合に休業手当の割合が変更された状態が3ヶ月続いているが、7月月額変更は可能でしょうか。

※支給割合は低下、3ヶ月平均は2等級下がる場合を想定しています。

(ブロック本部回答)

疑義照会【No.2010-386】において「賃金カットと一時帰休が混在した場合は、減額金の合計で判断し随時改定の対象となる。」と回答がでています。ご照会の事例につきましては、休業手当金支給割合の変更と給与形態の変更ではあるが基本給がカットされているので、随時改定の対象となると思慮します。しかしながら、今回の給与形態の変更が、休業手当の割合が変更された3ヶ月引き続いた状態に該当するのかが、明確に示されたものがないため、機構本部への照会をお願いします。

回答日 平成 22 年 8 月 23 日

回答部署名 近畿ブロック本部適用・徴収支援部厚生年金適用支援G

回答作成者 マニュアルインストラクター（厚生年金適用支援G長）新村 知之

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

(本部回答)

ご照会の事例については、平成22年12月15日付【厚年指2010-410】「一時帰休の措置がとられた場合における標準報酬の算定等の取扱い（指示・依頼）」で示したとおり、随時改定の対象とはならない。

回答日 平成22年12月16日

回答部署名 厚生年金保険部適用企画指導G

回答作成者 (一般) 村上 泰史

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

主管担当部署の長の確認

(軽微なものについてはグループ長)

山上